

議案第87号

つくば市立児童館条例等の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成24年12月5日

つくば市長 市原 健 一

つくば市立児童館条例等の一部を改正する条例

(つくば市立児童館条例の一部改正)

第1条 つくば市立児童館条例（平成13年つくば市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第6条の2第2項」を「第6条の3第2項」に改める。

(つくば市一時預かり事業手数料条例の一部改正)

第2条 つくば市一時預かり事業手数料条例（平成21年つくば市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2第7項」を「第6条の3第7項」に改める。

第2条中「乳児又は」を削る。

(つくば市子育て総合支援センター条例の一部改正)

第3条 つくば市子育て総合支援センター条例（平成22年つくば市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第6条の2第6項」を「第6条の3第6項」に改め、同条第3号中「第6条の2第7項」を「第6条の3第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

つくば市立児童館条例（平成13年つくば市条例第9号）新旧対照表

（第1条関係）

改正後	改正前
<p>（事業）</p> <p>第3条 児童館においては、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第6条の3第2項</u>に規定する放課後児童健全育成事業（つくば市立小田児童館を除く。）</p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p>（事業）</p> <p>第3条 児童館においては、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第6条の2第2項</u>に規定する放課後児童健全育成事業（つくば市立小田児童館を除く。）</p> <p>(3)～(6) (略)</p>

つくば市一時預かり事業手数料条例（平成21年つくば市条例第32号）新旧対照表

（第2条関係）

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の3第7項</u>に規定する一時預かり事業（以下「事業」という。）の事務の手数料（以下「手数料」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（手数料の額）</p> <p>第2条 手数料の額は、_____幼児1人につき事業を利用する時間1時間までごとに200円とし、当該_____幼児が給食を受けるときは、その額に給食1食につき240円を加算した額とする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2第7項</u>に規定する一時預かり事業（以下「事業」という。）の事務の手数料（以下「手数料」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（手数料の額）</p> <p>第2条 手数料の額は、<u>乳児又は</u>幼児1人につき事業を利用する時間1時間までごとに200円とし、当該<u>乳児又は</u>幼児が給食を受けるときは、その額に給食1食につき240円を加算した額とする。</p>

つくば市子育て総合支援センター条例（平成22年つくば市条例第27号）新旧対照表

（第3条関係）

改正後	改正前
<p>（事業）</p> <p>第2条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の3第6項</u>に規定する地域子育て支援拠点事業</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 児童福祉法<u>第6条の3第7項</u>に規定する一時預かり事業</p> <p>(4) （略）</p>	<p>（事業）</p> <p>第2条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2第6項</u>に規定する地域子育て支援拠点事業</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 児童福祉法<u>第6条の2第7項</u>に規定する一時預かり事業</p> <p>(4) （略）</p>